

平成28年(ワ)第[ ]号 損害賠償請求事件

原告 [ ]

被告 田嶋清一 外1名

## 第2準備書面

平成28年9月20日

東京地方裁判所民事第16部合議2B係御中

原告訴訟代理人弁護士

笠原 静



### 第1 被告準備書面1における求釈明に対する回答

- 1 『「判決文」のうちどの部分を摘示することが名誉毀損に該当するのか』について

前回も回答したところであるが、判決文のうち、原告を懲役2年10月に処する旨の「主文」、6個の事実について強制わいせつ行為の態様等を記載した「罪となるべき事実」及び「量刑の理由」、原告に刑法176条前段の強制わいせつ罪を適用したことを示す「罰条」を摘示することが名誉毀損に該当する。

一方、「証拠の標目」、「法令の適用」(罰条を除く。)を摘示したことについては、名誉毀損に該当しない。

- 2 「原告が受け取った通知書」のうち、「具体的にどの記載が事実と反するのか」について

原告が受け取った通知書（甲14）では、原告が通知人（留学生）に対して性的関係を強要したことが前提とされているが、原告が通知人の留学生に対して性的関係を強要した事実はない。

なお、和解による守秘義務があるため、和解金額等その他事件の詳細については、裁判といえども口外することはできない。

### 3 原告の「社会復帰の具体的内容」について

前回は回答したところであるが、原告は、一般社会に参加することを指して「社会復帰」と述べているのであって、                      
                    大学において一定の地位に就くことを意味しているわけではない。

また、原告が、訴外特定非営利活動法人（NPO法人）                      
                    （以下「本件NPO法人」という。）の理事や、  
訴外社会福祉法人                    保育園（以下「                    」  
                    ）という。）の理事長に就任していることは、原告の社会復帰の一環である。

## 第2 被告らの主張に対する認否

### 1 「名誉毀損について」について

#### (1) 「名誉毀損の存否について」について

第1段落は認める。

第2段落は否認ないし争う。

第3段落のうち、原告が女性留学生から損害賠償請求の提訴をされていることは認め、その余は否認ないし争う。

原告は、                    大学の運営に関与しておらず、報酬等の金銭も一切受け取っていないものであって、原告が同大学に対し強大な影響力を及ぼしていることなどあり得ない（甲22）。また、原告は出所後に性的暴行事件を起こしたことは一度もない。

(2) 「名誉毀損の違法性阻却について」について

第1段落は認める。

第2段落のうち、第1文は否認し、その余は不知。

被告らが摘示する事実のうち、通知書（甲14）の内容は真実ではない。

ア 「ア」について

第1段落は認める。

第2段落のうち、原告が資産総額4000万円を超えるNPO法人の理事に就任していること、原告の過去の強制わいせつ事件の被害者が女性教職員であったことは認め、その余は否認ないし争う。

そもそも原告が留学生に対し性的暴行を行った事実は存在しない。

イ 「イ」について

第1段落のうち、                    保育園が                    大学と密接な連携をとりながら運営されていることは否認し、その余は認める。

                    保育園と                    大学は、単にグループ校であるに過ぎず、連携して運営しているなどという事実はない。

第2段落は否認する。

原告と                    大学との間には委任関係や雇用関係も存在せず、報酬等の金銭を受け取るような関係にも全くなく、原告が、                    大学に対し、影響力を有していたなどということは全くあり得ない（甲22）。

第3段落は否認ないし争う。

ウ 「ウ」について

第1段落は、概ね認める。

ただし、原告は、平成22年7月、[REDACTED]大学の一職員として雇用されたに過ぎず、実際には事務総長などという肩書ではなかったし、まして法人運営に関与できる立場ではなかった。

第2段落及び第3段落は、否認ないし争う。

原告が[REDACTED]大学に対して強大な影響力を及ぼしたことは全くない(甲22)。

エ 「エ」について

否認ないし争う。

2 「プライバシー侵害について」について

(1) 「原告の生活状況について」について

第1段落は認める。

第2段落及び第3段落は否認ないし争う。

原告が出所後に性的暴行事件を起こした事実など存在せず、また、原告は日々社会復帰に向けて努力しているところであり、前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有している。

(2) 「事件それ自体の歴史的又は社会的意義」について

原告が実刑判決を受けた強制わいせつ被告事件が、大学の存亡自体が問われるほどの大事件であったことは否認し、その余は概ね認める。

(3) 「原告の社会的活動及びその影響力」について

否認する。

(4) 「公表の意義及び必要性」について

否認する。

何度も繰り返しているが、原告は大学運営に全く関与してい



主張をするのは犯罪行為である。

このように筋の通らない理屈を並べて公共性・公益性を後付けしていること、被告田嶋は、同人が訴外[ ]大学を解雇されたのは原告が訴外[ ]大学に指示して行ったものであると思込んでいること（甲8参照）等に鑑みれば、被告らの名誉毀損行為は、あくまで被告田嶋の私怨を晴らす目的でなされたものであるというべきであり、公共性・公益性など全く存在しない。

特に、判決文（甲12）そのものを不特定多数が閲覧し得るインターネット上で公開するなどという行為は、仮に公益目的からなされたものであったとしても、許容される限度をはるかに超えているというべきである。すなわち、当該判決文については、原告の更生や被害者の名誉保護といった観点から、訴訟関係人以外の者は閲覧できないはずのものであった（刑事確定訴訟記録法4条2項4号ないし5号）。それにもかかわらず、被告らは、訴訟関係人以外の者は閲覧することすらできないはずのものを、不特定多数が閲覧できるインターネット上で公開し、印刷すら自由に行える状況を作出したのであるから、被告らの行為に公共性・公益性が認められることなど全くあり得ない違法な名誉毀損行為なのである。

## (2) 真実性

被告らによる名誉毀損行為のうち、通知書（甲14）については、事実でないことが事実であるかのように記載されている。すなわち、原告が通知人の留学生に対し性的関係を強要したなどという事実はないにもかかわらず、あたかも原告による性的関係の強要があったかのような記載がなされてい

る。

しかしながら、そのような事実が存在しない以上、被告において真実性の証明などできるはずがない。

### (3) 結論

以上に述べたとおり、被告らの名誉毀損行為について、その違法性が阻却されるような事情は存在しない。

## 2 プライバシー侵害について

本件において、プライバシー侵害が認められることについては、原告第1準備書面（6頁以下）で述べたとおりであるが、特に、判決文（甲12）そのものの公表については、プライバシー侵害の程度が甚だしいというべきである。

すなわち、当該判決文については、既に述べたとおり、原告の更生や被害者の名誉保護といった観点から、訴訟関係人以外の者は閲覧できないはずのものであった（刑事確定訴訟記録法4条2項4号ないし5号）。仮に同法による閲覧制限がかからなかったとしても、通常は、検察庁に出向いて閲覧請求をしなければ、閲覧できないはずのものであった。それが、被告らによる名誉毀損行為によって、インターネット接続環境さえあれば、誰でも容易に閲覧できる状態となり、これまでテレビや新聞等のメディアによる報道などでも公表されたことはなかった原告の強制わいせつ事件の詳細（例えば「罪となるべき事実」に記載された犯行態様等。）まで一般に公表されてしまったのであるから、その名誉毀損とプライバシー侵害の程度は、大変甚だしいというべきである。

## 3 被告らの悪質性

### (1) 原告の社会貢献

ア ■■■■■ 保育園の理事長就任について

近年、名古屋市では、待機児童問題の解消に向けた取り組みが強化されていたところであるが、原告においても、待機児童問題の解消のために、何かお役に立ちたいと考えていた折に、丁度、■■■■■ 保育園の理事長就任の打診があったため、過去の事件に対する深い反省の意も込めて、これをボランティアとして無報酬で引き受けることとしたものである（甲23、24）。

原告は、過去の強制わいせつ事件により禁固以上の刑に処せられているが、既に刑の執行を終えているため、社会福祉法人の役員に就任することは法律上全く問題ないとされている（社会福祉法人法36条4項3号参照）。

イ 本件NPO法人の理事就任について

近年、東南アジア諸国から日本へ留学する留学生は増加傾向にあるところ、東南アジア諸国からの留学生については、学習意欲は高いものの、経済的に余裕がない学生が多いのが実態であった。そういった留学生には、生活全般の支援が不可欠であるにもかかわらず、日本では、そのような留学生を支援するための体制が十分整っているとは言い難い状況であった。そこで、留学生全般の支援活動（アルバイト先の情報提供、経費支弁の引受け等）を通じ、日本と東南アジアや世界各国間の人材育成交流活動の推進に努める団体の設立が必要であるということになり、本件NPO法人が設立されることとなった。その際、留学生支援に関する経験が豊富な原告に理事就任の依頼があったため、原告としても、社会のお役に立ちたいと考えて、また、過





人や社会福祉法人の役員に就任することについては、法律上認められており、合法であって、全く問題はないにもかかわらず、被告らはこれを問題視し、原告による立派な社会奉仕・復帰を妨害し、名誉毀損しようとしているのであるから、この点からしても非常に悪質であり、処罰されるべきだと言わざるを得ない。

被告らが原告に恨みを抱いているにしても、原告の社会貢献活動まで妨害され、名誉毀損されれば、それによって迷惑を被るのは保育園の園児たちであり、本件NPO法人の支援を受けて日本で生活している留学生たちである。つまり、被告らが、原告に対する名誉毀損行為をたび重ねることにより、原告の社会貢献活動が著しく妨害されることになれば、留学生や園児・保護者を含む保育園関係者が迷惑を被り被害を受ける関係にあるのであって、被告らによる原告に対する名誉毀損行為によって、社会的にも大きな悪影響が生じているということである。

そうすると、被告らの名誉毀損行為は、社会的にも悪影響のある悪質性の非常に高い行為ということができ、その損害額についても5000万円どころか、1億円かそれ以上になるものと評価されてしかるべきである。なお、この点は、追加要求について検討するつもりである。

さらに付言するに、被告らの名誉毀損行為は民事上違法というにとどまらず、刑法上も違法な犯罪行為にすら該当し得る非常に悪質性の高いものである。

以上